

2026年3月11日公示の再公示です。

公 示 日：2026年4月1日（水）

調達管理番号：25a00966

国 名：フィリピン国

担 当 部 署：社会基盤部 運輸交通グループ 第二チーム

調 達 件 名：フィリピン国フィリピン沿岸警備隊海上保安能力向上プロジェクト
（業務調整）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担当業務：業務調整
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：専門家業務
- （4）在勤地：マニラ市
- （5）全体期間：2026年5月下旬から2028年7月下旬
- （6）業務量の目途：23人月

2. 業務の背景

フィリピン沿岸警備隊(PCG)は、海上捜索救助、航行安全管理、海上法執行、海洋環境保全等の業務を担っている。しかしその犯罪捜査能力は十分ではなく、犯罪捜査に携わる職員が不足していることや、研修・訓練プログラムが適切に行われていない等の課題がある。また、任務の多様化、拡大に伴い保有船舶が増加しており、効率的・効果的な船舶運用のため、船舶の運用・維持管理能力の向上が必要となっている。これら課題に対処するため、「フィリピン沿岸警備隊海上保安能力向上プロジェクト」を実施中である。本件は、チーフアドバイザーによる本プロジェクトの運営を補助し、円滑なプロジェクトの実施への寄与を通じ、PCGの業務遂行能力及びPCGが保有する船舶の運用・維持管理等の能力の向上を

図るもの。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、他の専門家と協働して活動を計画・実施することを通じ、技術協力プロジェクト全体の成果の発現を目指す。本専門家に期待される成果は、チーフアドバイザーによる本プロジェクトの運営を補助し、円滑なプロジェクトの実施への寄与を通じ、PCGの業務遂行能力及びPCGが保有する船舶の運用・維持管理等の能力が向上すること。

4. 業務の内容

- ① チーフアドバイザーの総括管理業務を補佐し、PCGとの協議を踏まえ、協力計画のとりまとめを補佐する。
- ② 別途派遣される調査団等と協議・連携し、同団の受入れ手続きを実施するとともに、PCGの犯罪捜査及び船舶の運用・維持管理能力の向上に係る改善策の実行を補佐する。
- ③ 供与機材の調達及び同機材の供与に関連する手続きに対応するとともに、PCGによる適切な機材管理を支援する。
- ④ 臨時会計役としてプロジェクトの実施に必要な契約、経理、調達及び物品管理等にかかる業務を行うとともに、予算計画策定や予算執行管理を行う。
- ⑤ 他国海上保安機関との連携強化を補佐する。
- ⑥ モニタリングシート等の報告書作成に際しチーフアドバイザーを補佐する。
- ⑦ プロジェクトを適切に広報する。
- ⑧ プロジェクトに支障が生じた場合、関係機関、チーフアドバイザーと連携し、解決にあたる。
- ⑨ 相手国、日本大使館、JICA、日本人専門家及び他ドナーとの連絡・調整役として活動の効率化を図るとともに、プロジェクトの進捗に影響を及ぼす事項に注意を払い、問題が生じた場合には、JICAと協議しつつ解決の促進を補佐する。
- ⑩ その他、プロジェクト達成のために必要な業務を行う。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	機材等の調達、各種報告書の作成、会計事務の効率的な実施方法	4. 業務の内容 ③⑤

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	JICA 技術協力プロジェクト等における業務調整、臨時会計役の経験
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ¹	渡航開始より1カ月以内	社会基盤部 (CC:フィリピン事務所)	—	英語	電子データ
			—	日本語	電子データ
		C/P 機関	—	英語	電子データ
3か月報告書	渡航開始より3か月ごと ²	国際協力調達部 (CC:社会基盤部、フィリピン事務所)	—	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6か月ごと	国際協力調達部 (CC:社会基盤部、フィリピン事務所)	—	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	社会基盤部 (CC:国際協力調達部、フィリピン事務所)	—	日本語	電子データ

¹ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

² 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は9月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は以下のとおりです。

ア チーフアドバイザー／海上保安

イ 業務調整（本専門家）

※アは個別専門家として別途派遣中（2025年7月～2028年6月）。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部運輸交通グループ第二チームから配付しますので、imgtr@jica.go.jp宛にご連絡ください。

・Record of Discussion (R/D)

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 4月 15日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 4月 24日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 4月 30日 10時30分～12時
4	評価結果の通知	2026年 5月 8日まで

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：特になし

(2) 家族帯同：可

※本応募は、海上保安機関に配属され機微な情報を取り扱うことが想定されることから、日本国籍保有者に限ります。

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法 : Microsoft-Teams による (発言時カメラオンでの) 実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者 (個人の場合は業務従事者と同義) が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。) 指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針、実施方法 36 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 20 点
- ② 語学力 10 点
- ③ その他学位、資格等 10 点
- ④ 業務従事者によるプレゼンテーション 20 点

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,276,000	1,434,000
	個人	964,000	1,122,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	89,300	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		339,000	343,300

③ 住居費：2,100 ドル／月

④ 航空賃（往復）：484,980 円／人

（2）便宜供与内容

- ア) 空港送迎：到着業務の初回到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 執務スペースの提供：PCG 事務所内における執務スペース提供（ネット環境完備）
- カ) 公用旅券：業務従事者／家族は公用旅券を申請

（3）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（4）臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA フィリピン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（臨時会計役として支出する経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（5）その他留意事項

渡航前に、渡航前業務委嘱をお願いする可能性があります。

以上

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：フィリピン共和国（以下、「フィリピン」という。）

案件名：和名：フィリピン沿岸警備隊海上保安能力向上プロジェクト（以下、「本事業」という。）

英名：The Project for Enhancement of Maritime Safety and Security Capability of Philippine Coast Guard

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における海上安全セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

フィリピンは7,600を超える島々と世界第5位の長さの海岸線（約3.6万km）を有する島嶼国であり、海上輸送は同国の経済・社会発展にとって大きな役割を担っている。フィリピン政府は海上ハイウェイ構想（車両を収納可能な貨物船（RoRo船）の航路と島内の幹線道路を接続することで、島々をつなぐ長距離交通網構想）を掲げており、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的な落ち込みがあったものの、2009年から2023年の14年間で、コンテナ船の取扱貨物数は1.9倍増加し、航行者数は1.3倍増加しており、近年は島嶼間の安定的な旅客・貨物輸送数を維持している。一方、船舶の老朽化や過剰積載等の不適切な運航、更に近年増加する自然災害の影響等により海難事故のリスクが高まっており、海難事故発生件数は2018年から2022年の5年間で、年平均1,091件を記録している。また近年、人や物の移動の活発化に伴い海上犯罪も増加しており、密輸、違法漁業、銃器不法所持、テロ等の脅威に対処するための取り締まり強化が重要な課題の一つとなっている。さらに昨今では、南シナ海での領有権問題を背景とし、近隣国によるフィリピン排他的経済水域内におけるフィリピン沿岸警備隊（Philippine Coast Guard。以下「PCG」という。）の業務に対する妨害活動や海洋科学調査、違法漁業等が大きな問題となっている。上述の課題に対応するため、海難救助・捜査の能力向上の必要性が高まってきている。しかしながら、PCGが保有する荒天時の救難活動や沖合・沿岸域での巡回業務に必要な大型多目的船は3隻に留まり（うち2隻は円借款「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業（フェーズII）」にて調達を支援）、また専門分野に特化した人員の不足や部門間での業務の重複等の課題を抱えており、保有資産及び業務遂行能

力の向上、更なる組織体制の合理化が必要である。業務遂行能力に関しては、日本を含めたドナーの協力を得つつ研修等を実施している他、組織体制の合理化に関しても PCG の近代化計画が検討されている。船舶の増強についても同計画に含まれているものの、船舶の絶対数は依然不足している状況であるため、「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業（フェーズ III）」では、PCG に対し多目的船 5 隻の調達を支援することにより、PCG の保有資産の増強を図り、業務遂行能力の向上に資することを目指している。

これまで PCG に対しては「海上法執行に係る包括的実務能力向上プロジェクト」、「フィリピン沿岸警備隊向け海上保安分野国別研修」、「フィリピン沿岸警備隊海上保安アドバイザー」等の協力を実施している。しかし、PCG の犯罪捜査能力はまだ十分ではなく、実際、PCG は送致の権限を有しているものの十分な犯罪捜査を行えていないため、2010 年から 2020 年の間の逮捕者の起訴率は 1.36%に留まっている。この背景には、PCG 内で犯罪捜査に携わる職員が不足していることや、研修・訓練プログラムが適切に行われていない等の課題があることから、犯罪捜査におけるインストラクターを育成することが必要である。加えて、保有船舶数は増加しているものの、上述のとおり、任務が多様化かつ拡大しており、効率的・効果的な運用、即応性維持の観点から船舶の運用・維持管理能力の重要性が高まっており、これらに係る能力の向上が必要である。こうした状況を踏まえ、多目的船の更なる開発効果発現を図るべく、PCG の業務遂行（犯罪捜査）能力及び PCG が保有する船舶の運用・維持管理等の能力の向上に係る技術協力プロジェクトが我が国に要請された。

（２） 海上安全セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は対フィリピン国別開発協力方針（2023 年 9 月）にて、重点分野「包摂的で強靱な成長のための人間の安全保障の確保」のもと、海上保安分野の能力構築等を通じた法執行能力強化に対する協力を実施するとの方針を掲げている。またフィリピン共和国 JICA 国別分析ペーパー（2024 年 3 月）においても、海上法執行の強化が課題であると分析しており、本事業はこれら方針、分析に合致する。さらに、本事業は海上法執行能力の強化に寄与するとの観点から、「『自由で開かれたインド太平洋（FOIP）』のための新たなプラン」における「『海』から『空』へ広がる安全保障・安全利用の取組」の柱に位置付けられるものである。また、JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）の「運輸交通」及び「ガバナンス」においても、海洋における法の執行にあたる海上保安能力強化に取り組むことを掲げている。

JICA はこれまで、有償資金協力「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強

化事業」(2013年L/A調印)により44m級多目的船10隻、及び「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業(フェーズII)」(2016年L/A調印)にて97m級多目的船2隻の調達を支援している。

本事業は、これらの協力及び「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業(フェーズIII)」の開発効果向上を図るものであり、特に海上法執行能力向上に資すること、またSDGsのゴール9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」、ゴール14「持続可能な開発のための海洋と海洋資源の保全と持続可能な利用」及びゴール16「平和と公正の実現」に貢献すると考えられることから、実施の意義は大きい。

(3) 他の援助機関の対応

オーストラリア及びフランスが船舶の供与、米国が海上保安分野のマスタープラン策定等の協力を行っている。また米国は、地方の主要管区において、船舶の運用・維持管理に係る研修も実施している。

(4) 附帯する円借款事業との関係性

これまでの多目的船と「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業(フェーズIII)」で調達を支援する5隻の多目的船の更なる開発効果発現を図るべく、本事業ではPCGの業務遂行(犯罪捜査)能力及びPCGが保有する船舶の運用・維持管理能力の向上に係る技術協力を実施する。なお、船舶の運用・維持管理に関しては、円借款事業では船舶引き渡し後の予備品(スペアパーツ)の供給や大規模な修復・メンテナンスが必要になった際のサービス提供が行われる予定である。他方で、本事業はPCGが運用・維持管理の年間計画を策定し、それらの計画に沿って実際に船舶の運用・維持管理を実施するために必要な能力の向上を図る。

3. 事業概要

(1) 事業目的

円借款事業は、PCGにおいて使用する多目的船を整備することにより、沿岸域内での海難救助や海上法執行等の業務を迅速かつ適切に実施するための能力向上を図り、もって当該国の海上安全の向上に寄与することを目的とする。本事業の目的はPCGの海上法執行等に必要となる犯罪捜査に関する標準的手法の確立、多目的船の運用・維持管理に関する標準的な手法の改善・更新、犯罪捜査及び多目的船の運用・維持管理等に関する研修・訓練プログラムの改善、犯罪捜査及び多目的船の運用・維持管理等の分野のインストラクターの養成、他国海上保安機関との連携強化を行うことにより、犯罪捜査及び多目的船の運用・維持管理を迅速かつ適切に実施する体制を確立し、もって当該分野の能力向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

- フィリピン共和国マニラ市及び沿岸部全域
- (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）
直接受益者：PCG 職員（約 30,430 人）
最終受益者：フィリピン国内等漁業者、海運業者等海事産業従事者
- (4) 総事業費：（日本側）3.5 億円
- (5) 事業実施期間
2025 年 6 月から 2028 年 5 月を予定（計 36 か月）
- (6) 事業実施体制
フィリピンにおける海上保安業務を所掌する PCG を主たるカウンターパートとする。
- (7) 投入（インプット）
- 1) 日本側
- ① 専門家及び調査団派遣（合計約 70P/M）：
・ 直営長期専門家：チーフアドバイザー、業務調整
・ 調査団派遣：犯罪捜査、海上法執行、制圧、捜索・救助、環境・防災、国際法、
船舶運用、船舶維持管理等
- ② 研修員受け入れ：乗船研修、上級鑑識、制圧指導者養成、犯罪捜査等に加え、課題別研修への参加（海図作製技術、国際公法、日本における海洋状況把握、海上交通安全、救難・環境防災、海上犯罪取締り等）を想定
- ③ 機材供与：カメラ、鑑識機材、研修資機材等
- ④ 招へい、第三国研修を状況により実施
- 2) フィリピン国側
- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
- ③ 供与機材の維持管理等、事業実施のための現地経費
- (8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担
- 1) 我が国の援助活動
フィリピンにおいてはこれまでに「海上法執行に係る包括的実務能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、「フィリピン沿岸警備隊向け海上保安分野国別研修」（個別研修）、「フィリピン沿岸警備隊海上保安アドバイザー」（個別専門家）等の協力を実施してきている。法執行に関する分野においては、これらの協力の成果を踏まえて本事業の活動を実施する。
- 2) 他の開発協力機関等の援助活動
オーストラリアより、過去に海難救助船 8 隻（56m 船 4 隻、35m 船

4 隻)が、またフランスからは 5 隻 (82m 船 1 隻、24m 船 4 隻)の船舶が供与されている。加えて、同国より 40 隻 (35m 隻)の調達を予定している。加えて、米国が海上保安分野に係るマスタープラン策定を支援しており、PCG 近代化計画も同マスタープランの中で詳細プログラムが検討される予定 (2023 年～)。また、地方の主要管区において、船舶の運用・維持管理に係る研修も実施している (2020 年～)。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 : C

② カテゴリ分類の根拠 : 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布) 上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項 : 特になし

3) ジェンダー分類 : 【対象外】■GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<活動内容/分類理由>

詳細計画策定調査にて社会・ジェンダー分析がされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。なお、インストラクター候補者の選定及び研修プログラムの更新については、ジェンダー視点に立った活動とする旨、先方の合意を得ている。

(10) その他特記事項

なし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標 : 犯罪捜査・大型多目的船の運用・維持管理等について PCG の能力が向上する。

指標 1 : 2025 年と比較して犯罪捜査に関する研修・訓練に参加する職員が増加する。

指標 2 : 2025 年と比較して PCG が実施する船舶の運用に関する研修・訓練に参加する職員が増加する。

指標 3 : 2025 年と比較して PCG が実施する船舶の維持管理に関する研修・訓練に参加する職員が増加する。

指標 4 : 改訂された標準業務手順書に基づき PCG 職員による犯罪捜査が行われる。

指標 5 : 改訂された標準業務手順書に基づき、過去 5 年と比較してより多くの送致が行われる。

プロジェクト目標：犯罪捜査及び PCG 保有船舶の運用・維持管理を継続的（または持続的）に実施する体制が確立される。

指標 1：犯罪捜査に関する標準業務手順書が PCG によって承認され、PCG 内の全ての部署に配布される。

指標 2：養成されたインストラクターによって犯罪捜査の研修・訓練が実施される。

指標 3：PCG 保有船舶の年間運用・維持管理計画が策定される。

指標 4：近隣諸国海上保安機関との研修・訓練計画が実施される。

(2) 成果

成果 1：犯罪捜査に関する標準的手法が確立される。

成果 2：PCG 保有船舶の運用に関する標準的な手法が改善・更新される。

成果 3：PCG 保有船舶の維持管理に関する標準的な手法が改善・更新される。

成果 4：PCG の犯罪捜査及び PCG 保有船舶の運用・維持管理に関する研修・訓練プログラムが改善される。

成果 5：犯罪捜査及び PCG 保有船舶の運用・維持管理の分野のインストラクターが養成される。

成果 6：他国海上保安機関との連携が強化される。

(3) 主な活動

活動 1-1：既存の犯罪捜査に関する業務をレビューする。

活動 1-2：犯罪捜査に必要な業務と現在の業務とのギャップを分析する。

活動 1-3：犯罪捜査に関する業務の改善案を策定する。

活動 1-4：犯罪捜査のための標準業務手順書（SOP）及びガイドラインを策定する。

活動 2-1：PCG 保有船舶の運用に関する現在の業務手順をレビューする。

活動 2-2：現在の PCG 保有船舶の運用に関する計画・手法を更新する。

活動 2-3：PCG 保有船舶の運用に関する標準業務手順書（SOP）または手順を解説したビデオを作成・更新する。

活動 3-1：PCG 保有船舶の維持管理に関する現在の業務手順をレビューする。

活動 3-2：現在の PCG 保有船舶の維持管理に関する計画・手法を更新する。

活動 3-3：PCG 保有船舶の維持管理に関する標準業務手順書（SOP）または手順を解説したビデオを作成・更新する。

活動 4-1：犯罪捜査及び PCG 保有船舶の運用・維持管理に関する既存の研修・訓練プログラムをレビューする。

活動 4-2：犯罪捜査及び PCG 保有船舶の運用・維持管理に関する研修・訓練プログラムの改善が必要な点を分析・特定する。活動 4-3：犯罪捜査及び PCG 保有船舶の運用・維持管理に関する研修・訓練プログラムの改善案を策定する。

活動 5-1：インストラクター候補者を選定する。

活動 5-2：インストラクター候補者に対する海上保安各分野の研修・訓練を実施する。

活動 5-3：改善された研修・訓練プログラムに基づき、インストラクター候補者による研修・訓練を実施する。

活動 6-1：近隣諸国の海上保安機関とともに実施する研修・訓練を計画する。

活動 6-2：近隣諸国の海上保安機関とともに研修・訓練を実施する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

プロジェクト開始までに C/P が配置される。

(2) 外部条件

現地治安が悪化しないこと。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン「海上保安人材育成プロジェクト」（評価年度 2015 年）、「海上保安教育・人材育成管理システム開発プロジェクト」（評価年度 2015 年）では、教育訓練局における訓練実施体制を確立するために専任教官制度を導入したが、定期的な異動を伴う既存の人事制度との並立が困難であったため、導入後 6 か月で制度中止となった。対応策として、併任教官制度を採用し教官任期を 3 年以上と定めることで、教官の定着による質の高い教育訓練の提供を図ったが、3 年の任期への人事的配慮が十分になされず、多くの教官が短期間で異動となり課題が残った。

本事業は、それぞれ専門性の高い、犯罪捜査及び PCG 保有船舶の運用・維持管理を直接担当する部署に対する協力であり、人事ローテーションの大部分は基本的に当該部署内で完結することを確認済。さらに、上記の教訓を踏まえ、本事業においては、強靱な人材育成体制構築を目指し、インストラクター候補者となった者が、短期間で異動しない旨、またその後の人事異動について配慮がなされる旨、先方実施機関と合意した。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、島嶼国フィリピンの海上保安を担う PCG の犯罪捜査や PCG 保有船舶の運用・維持管理等に係る業務手法及び人材育成体制の構築を通じて、フィリピンの海上保安能力の向上に資するものであり、SDGs のゴール 9「産業と技術革新の基盤を作る」、14「海の豊かさを守る」、16「平和と公平をすべての人に」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業完成 2 年後 事後評価
(円借款本体及び円借款附帯プロジェクトを一本化し評価対象とする。)

以上